

合意書

公立昭和病院と（保険薬局名称）

は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記のとおり合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ① 成分名が同一の銘柄変更
- ② 剤型の変更
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
- ⑤ 無料で行う一包化
- ⑥ 湿布薬や軟膏での取り決め範囲内での規格変更
- ⑦ その他合意事項

2 開始時期と有効期間について

開始時期：平成 年 月 日

有効期間：平成 年 月 日

3 内容変更について

内容の変更については、必要時協議を行うこととする

平成 年 月 日

名称：公立昭和病院

住所：小平市花小金井八丁目1番1号

代表者氏名：病院長 上西 紀夫

印

保険薬局名称：

住所：

代表者氏名：

印